の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の額（保護者等が二人いるときは、その全員の市町村民税所得割の額を合算した額）が一万八千九百円未満である受給権者（保護者等（保護者等が二人いるときは、その全員。次号において同じ。）が当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有する者である受給権者（次号において「保護者等国内居住受給権者」という。）に限り、次号に掲げる者を除く。）　当該受給権者の支給対象高等学校等についての前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額の二分の一に相当する額を加えた額

二　保護者等が市町村民税所得割を課されない者である受給権者（保護者等国内居住受給権者に限る。）　当該受給権者の支給対象高等学校等についての前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額を加えた額

（就学支援金の支給の停止）

第五条　法第九条第一項の政令で定める場合は、受給権者が支給対象高等学校等を休学した場合とする。

2　就学支援金は、法第九条第一項の規定による申出をした受給権者については、前項に規定する場合に該当する旨の申出をした日（当該申出が支給対象高等学校等の設置者に到達した日をいう。）の属する月の翌月から当該場合に該当しなくなった旨の申出をした日（当該申出が支給対象高等学校等の設置者に到達した日をいう。）の属する月までの間、その支給を停止する。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

2　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十号から第百四十一号まで」を「第四十一号から第百四十二号まで」に改め、第百四十一号を第百四十二号とし、第四十号から第百四十号までを一号ずつ繰り下げ、第三十九号の次に次の一号を加える。

四十　公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項及び第十五条の規定による交付金

（文部科学省組織令の一部改正）

3　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中第二十六号を第二十七号とし、第八号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の施行に関すること。

第三十五条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に関すること。

財務大臣　菅　**直人**
文部科学大臣　川端　達夫
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

府　令

○内閣府令第十六号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第七条」に、「第七条」を「第八条」に、「第九条・第九条」を「第九条・第十条」に、「第十条―第十二条」を「第十一条―第十三条」に、「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条―第四十条」を「第十五条―第四十一条」に、「第四十一条―第五十条」を「第四十二条―第五十一条」に、「第五十一条」を「第五十二条」に、「第五十二条」を「第五十三条」に、「第五十三条・第五十四条」を「第五十四条・第五十五条」に改める。

第五十四条を第五十五条とし、第五十三条を第五十四条とする。

第四章中第五十二条を第五十三条とする。

第三章中第五十一条を第五十二条とする。

第二章第二節中第五十一条を第五十一条とし、第四十一条から第四十九条までを一条ずつ繰り下げる。

第二章第一節中第四十条を第四十一条とし、第二十八条から第三十九条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十七条の見出し中「及び情報システム広報官」を削り、同条第一項中「及び情報システム広報官それぞれ」を削り、同条第二項に次の二号を加える。

三　研究所の所掌事務に関して行う広報に関すること。

四　研究所の情報システムの整備及び管理に関すること。

第二十七条第三項を削り、同条を第二十八条とする。

第二十六条を第二十七条とし、第十四条から第二十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第一章第五節中第十三条を第十四条とする。

第一章第四節中第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第一章第三節中第九条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条第六項中「二十三人」を「二十二人」に改め、第一章第二節中同条を第八条とする。

第一章第一節中第六条を第七条とし、第五条の次に次の見出し及び一条を加える。

（企画官）

第六条　公文書管理課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、公文書管理課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

附則第四項中「一人」を「二人」に改め、附則第五項を削る。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第十七号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第三項及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第三十九条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号及び第十四条第一号中「職員の職階、任免」を「職員の任免」に改める。

第二十三条第三号中「ヲからタまで」を「ワからレまで」に改め、同号リを次のように改める。

リ　前払式支払手段発行者